

監 査 結 果 報 告 書

令和2監査年度 第2回

(令和2年12月～令和3年1月定期監査)

(令和2年11月工事監査)

(令和2年12月～令和3年1月財政的援助団体等監査)

令和3年2月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査	1
1	監査の実施方針	1
2	監査における重点事項	1
3	委員実地監査実施日	1
4	監査対象機関	1
5	監査の結果	3
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧	3
	(2) 指摘事項等の内容別	5
	(3) 所属別	9
	ア 本庁	
	知事公室	9
	福祉医療部	9
	医療政策局	9
	教育委員会	12
	行政委員会	13
	イ 出先機関	
	知事公室	13
	総務部	14
	地域振興部	15
	福祉医療部	18
	医療政策局	19
	こども・女性局	19
	暮らし創造部	20
	景観・環境局	21
	産業・雇用振興部	21
	農林部	22
	県土マネジメント部	24
	まちづくり推進局	30
	教育委員会	32
	警察本部	42
	ウ 参照資料	43
第2	工事監査	46
第3	財政的援助団体等監査	47

1	監査の実施方針	47
2	監査実施状況	47
3	監査の結果	47
	指摘事項等件数	47
	指摘事項等の内容別	47
4	監査実施団体の概要及び監査の結果	48
	公立大学法人奈良県立医科大学	48
	地方独立行政法人奈良県立病院機構	50
	公立大学法人奈良県立大学	53
	公益財団法人奈良県地域産業振興センター	55
	アスカ美装株式会社	57
	青垣協同組合グループ	57

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和2監査年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

補助金等に係る事務手続について

補助金等の執行に当たっては、会計規則、補助金交付規則等に基づき、厳正かつ効率的な執行及び適正な事務処理を行わなければならない。

平成29年度の行政監査において「県単独補助金等に係る事務手続について」をテーマとして実施したところ、交付事務の遅延等不適切な事務処理が散見された。

この行政監査結果を受け、平成30年9月11日付け財第70号、会局会第46号「補助金等の適正な事務執行について（通知）」により、各所属において、補助金等の執行に当たっては、適正な事務処理が図られるよう喚起されたところである。

そこで、補助金等に係る事務手続について、平成29年度の行政監査結果及び上記通知に基づき、各所属において適正な事務処理が行われているかを調査し、交付事務の適正化を図ることを目的として監査を実施した。

3 委員実地監査実施日

令和2年12月16日～令和3年1月25日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の97所属（本庁8所属、出先機関89所属）について実地監査又は書面監査を実施した。なお、本監査結果は令和元年度（平成31年度）の組織（令和2年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実地	書面	所 管 部 局	実地	書面
知 事 公 室		4	農 林 部	3	5
総 務 部	3	1	県土マネジメント部	7	1
地 域 振 興 部	2	2	まちづくり推進局	1	3
福 祉 医 療 部		8	教 育 委 員 会		2 8
医 療 政 策 局	6	1	行 政 委 員 会		2
こども・女性局		3	警 察 本 部		1 0
くらし創造部		3	合 計	2 2	7 5
景 観 ・ 環 境 局		1			
産 業 ・ 雇 用 振 興 部		3			

- ※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査
- 書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項							注意事項							意見 財 産	合計	
	執行 体制	予算 執行	収 入	支 出	契 約	補助 金等	公用 車等	執行 体制	予算 執行	収 入	支 出	契 約	補助 金等	物 品			切 手等
知事公室			1	1	1						1						4
総務部				1						2					1		4
地域振興部	1	1	1	1	2							2		1			9
福祉医療部				1	1			1				1			1		5
医療政策局						1				1		3	3	1			9
こども・女性局				1													1
くらし創造部				2				1						1		1	5
景観・環境局																	0
産業・雇用振興部				1	1						1						3
農林部				2	1									2			5
県土マネジメント部			4	1	8		1	1		2	1	1					19
まちづくり推進局					2						3			1			6
教育委員会			1	8	12				3	1	2	3		2	1		33
行政委員会									1								1
警察本部							1										1
小計	1	1	7	19	28	1	2	1	6	6	8	10	3	8	3	1	105
合計	59 (90)							45 (28)							1 (1)	105 (119)	

※ () 内の数字は、平成31監査年度第2回報告（令和元年11月～令和2年1月定期監査分）の件数
 ※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、合规性、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①合规性、経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生頻度が高いもので、その発生が制度やその運用に起因している事項で制度やその運用の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(59件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	執行体制	内部統制の強化・充実について	1	橿原考古学研究所
予算の執行	予算の執行	支出科目の誤りについて	1	美術館
収入	収入の調定	土地建物貸付料の調定漏れ及び調定事務の遅延について	1	消防学校
		行政財産使用料の調定事務の遅延について	2	橿原考古学研究所、奈良情報商業高等学校
		河川占用料の調定事務の遅延について	1	奈良土木事務所
		道路占用料の調定事務の遅延について	2	郡山土木事務所、五條土木事務所
		道路占用料及び河川占用料の調定事務の遅延について	1	高田土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	18	旅券事務所、自治研修所、図書情報館、筒井寮、女性センター、野外活動センター、橿原公苑、高等技術専門校南部農林振興事務所、なら食と農の魅力創造国際大学校、奈良朱雀高等学校、磯城野高等学校、奈良情報商業高等学校、榛生昇陽高等学校、御所実業高等学校、青翔高等学校、青翔中学校、十津川高等学校
	支出命令	需用費及び委託料の二重払について	1	吉野土木事務所

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
契約	随意契約	随意契約によることができる場合の上限額を超えた随意契約の締結について	1	宇陀土木事務所
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	23	美術館、橿原考古学研究所、登美学園、奈良しごとiセンター（高田しごとiセンターを含む）、奈良土木事務所、郡山土木事務所、高田土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所、幹線街路整備事務所、奈良公園事務所、山辺高等学校、生駒高等学校、奈良北高等学校、大宇陀高等学校、大淀高等学校、五條高等学校、盲学校、二階堂養護学校、明日香養護学校、大淀養護学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	3	消防学校、家畜保健衛生所、高等養護学校
		業務委託契約に係る不適切な事務処理について	1	大宇陀高等学校
補助金	補助金等の交付事務	補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について	1	薬務課
公用車	公用車	公用車の使用中の事故による損傷について	2	奈良土木事務所、奈良西警察署

(イ)注意事項(45件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
執行体制	執行体制	内部統制の強化・充実について	1	五條土木事務所
予算の執行	予算の執行	予算の令達の遅延について	2	障害福祉課、学校教育課
		支出科目の誤りについて	4	野外活動センター、添上高等学校、ろう学校、人事委員会事務局
収入	収入の調定	自動販売機設置に係る電気料金の調定の遅延について	1	自治研修所
		行政財産目的外使用許可に伴う電気料金等の徴収過不足について	1	自動車税事務所
		道路占用料の徴収不足について	1	高田土木事務所
		道路占用料の徴収過不足について	1	吉野土木事務所
		高等学校授業料の調定事務の誤りについて	1	磯城野高等学校
	収入事務	証紙収納実績の報告誤りについて	1	薬務課
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	1	奈良春日野国際フォーラム
	支出命令	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	2	消防救急課、高等技術専門校
		需用費及び役務費の二重払について	1	中和土木事務所
		役務費（電話料金）の過払いについて	1	奈良公園事務所
		需用費の二重払について	1	添上高等学校
		需用費の誤払について	1	奈良北高等学校
	その他	現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて	1	奈良公園事務所
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	5	健康推進課、疾病対策課、橿原文化会館、流域下水道センター、西和養護学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	奈良養護学校(整肢園分校を含む)
		請書を徴取していない契約について	2	地域医療連携課、登美学園
	その他	スクールバス運行管理業務委託契約に係る事務の遅延について	1	学校教育課

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
契約	その他	予定価格の設定を行わずに締結した随意契約について	1	橿原考古学研究所
補助金	補助金等の 交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	3	医師・看護師確保対策室、健康推進課、疾病対策課
物品	物品の取得、処分	公用車の定期点検整備の不実施について	8	薬務課、橿原考古学研究所、野外活動センター、北部農林振興事務所、東部農林振興事務所、奈良公園事務所、御所実業高等学校、二階堂養護学校
切手等	郵便切手の保有	郵便切手の過大な保有について	2	吉野保健所（内吉野保健所を含む）、奈良情報商業高等学校
	郵便切手等の管理	郵便切手等交付簿の検査漏れについて	1	自動車税事務所

(ウ)意見事項(1件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
財産	その他	施設の管理について	1	野外活動センター

※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

(3) 所属別

ア 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	消防救急課（消防学校に対する書面監査で注意事項となる。）	令和3年1月20日 （消防学校の書面監査の実施日）	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料について、納車日の後に支出していた事例が1件（保険料 25,880円）認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 （注意事項）
福祉医療部	障害福祉課（筒井寮に対する書面監査で注意事項となる。）	令和3年1月20日 （筒井寮の書面監査の実施日）	予算の令達の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、令和元年度の筒井寮における工事請負契約について、予算計上課である障害福祉課からの予算の令達が遅延したことにより、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 880,000円）認められた。 今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう予算事務の適正な執行に努められたい。 （注意事項）
医療政策局	地域医療連携課	令和3年1月20日	請書を徴取していない契約について 契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴することとされているが、令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の機器修繕の契約について、請書を徴取していなかった事例が1件（契約額 593,406円）認められた。 今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 （注意事項）
	医師・看護師確保対策室	令和3年1月20日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が4件（交付決定額合計 5,711,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の4件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である診療所医師の person 費を負担する事業に着手し

		<p>ていた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の4件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
病院マネジメント課	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
健康推進課	令和3年1月20日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が31件（交付決定額合計 27,875,131円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の31件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 400,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
疾病対策課	令和3年1	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

	<p>月 2 0 日</p>	<p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が115件（交付決定額合計409,369,705円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の115件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額135,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
<p>薬務課</p>	<p>令和3年1月20日</p>	<p>証紙収納実績の報告誤りについて</p> <p>消印した収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、令和元年度の向精神薬取扱者免許等手数料及び麻薬取扱者免許手数料について、証紙収納実績報告書の実績額を誤って報告し、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が合計159,700円過大となっていた。上記のうち、麻薬取扱者免許手数料の11,700円は令和元年度の決算額にも影響していた。また、向精神薬取扱者免許等手数料の148,000円は、令和元年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>

			<p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p> <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。同規則等において、補助金等の額の確定をした場合は、補助事業者等へ書面により通知することとされているのに、書面により通知していなかった事例が2件(交付決定額合計2,608,000円)認められた。 今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
教育委員会	学校教育課(ろう学校、奈良養護学校に対する書面監査で注意事項となる。)	令和3年1月20日(ろう学校、奈良養護学校の書面監査の実施日)	<p>スクールバス運行管理業務委託契約に係る事務の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、令和元年度のろう学校におけるスクールバス運行管理業務委託契約(契約期間平成31年4月1日～令和2年3月31日)について、予算計上課である学校教育課が消費税の増税に伴う契約書の案の検討に時間を要したため、契約書案の送付が5月14日となり、このため、ろう学校で支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為が行われていた事例が1件(契約額3,465,562円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう契約事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>予算の令達の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結</p>

			<p>するときにされているが、令和元年度の奈良養護学校における委託契約について、予算計上課である学校教育課からの予算の令達が遅延したことにより、奈良養護学校で支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額17,548,920円)認められた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう予算事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
行政委員会	人事委員会事務局	令和3年1月20日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和元年度の郵便切手の購入契約について、経費の性質が通信運搬費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が2件(支出額合計51,000円)認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	労働委員会事務局	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

イ 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	旅券事務所	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計384,264円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	外国人支援センター	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	消防学校	令和3年1月20日	<p>土地建物貸付料の調定漏れ及び調定事務の遅延について</p> <p>県有財産賃貸借契約書に基づき徴収する土地建物貸付料について、令和元年度分の調定が漏れていた事例が1件(調定額83,284円)認められた。また、調定及び納入の通知を契約書で定められた納期限(平成31年4月25日)が経過した後に、1か月以上3か月未満遅延して行っていた事例が3件(調定額合計334,433円)認められ</p>

			<p>た。</p> <p>今後は、同契約書等に基づき、適正な会計処理の徹底に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 511,023円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額 155,520円)では、それを行なわないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
総務部	自治研修所	令和3年1月20日	<p>自動販売機設置に係る電気料金の調定事務の遅延について</p> <p>行政財産の貸付により、貸付の相手方が設置している自動販売機に係る平成30年度の電気料金について、額が確定し相手方に請求することができるようになった時に速やかに調定すべきであるのに、調定及び納入の通知を4か月遅延して行っていた事例が1件(調定額 10,565円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件(契約額合計 169,640円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	奈良県税事務所	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

	中南和県税事務所	令和3年1月18日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	自動車税事務所	令和3年1月25日	<p>行政財産目的外使用許可に伴う電気料金等の徴収過不足について</p> <p>行政財産目的外使用許可に伴い発生する光熱水費等は、実費相当額を使用者が負担することとされているが、平成31年4月から令和2年3月までの間の電気料金及び庁舎管理に係る経費について、使用者2者から徴収する金額の算定を誤ったため、徴収過大が12件（計14,838円）、徴収不足が12件（計14,838円）認められた。</p> <p>今後は、行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収について、関係通知に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等の管理に当たり、郵便切手等交付簿には、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、平成31年4月から令和2年3月までの各月の累計（受入額合計359,630円 払出額合計285,539円）にかい長の検印を受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。（注意事項）</p>
地域振興部	橿原文化会館	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額1,204,500円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
	美術館	令和2年12月18日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和元年度の館蔵美術品のカラー・ポジフィルムのデジタルデータ化の契約について、経費の性質が手数料で</p>

			<p>あることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 176,550円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額等合計 18,830,140円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 18,500,400円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
<p>橿原考古学研究所</p>	<p>令和3年1月25日</p>		<p>予定価格の設定を行わずに締結した随意契約について</p> <p>随意契約により契約を締結する場合は、なるべく2人以上から見積書を徴取し、あらかじめ設定した予定価格と比較、検討することによって価格の妥当性を図ることとされているのに、令和元年度に随意契約により契約を締結した工事に係る全ての契約43件（契約額合計 22,160,446円）について、予定価格を定めないまま契約を締結していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が116件（契約額等合計 207,640,301円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が74件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が38件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が32件、③3か月以上（最長7か月27日）の事例が10件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち54件（契約額合計 97,934,388円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

行政財産使用料等の調定事務の遅延について

奈良県行政財産使用料条例に基づき徴収する令和元年度の行政財産使用料について、調定及び納入の通知を奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限（平成31年4月25日）が経過した後、11か月以上遅延して行っていた事例が4件（調定額合計 40,206円）認められた。

今後は、奈良県行政財産使用料条例、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

内部統制の強化・充実について

前回の監査において、内部統制の充実について指摘事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。

事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

図書情報館

令和3年1月20日

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入等の契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 885,6

			00円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
福祉医療部	郡山保健所	令和3年1月20日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	中和保健所	令和3年1月20日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	吉野保健所（内吉野保健所を含む）	令和3年1月20日	郵便切手の過大な保有について 令和元年度末の郵便切手の保有残高は127,831円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められた。 (注意事項)
	保健研究センター	令和3年1月20日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	心身障害者福祉センター	令和3年1月20日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	身体障害者更生相談所(知的障害者更生相談所を含む)	令和3年1月20日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	筒井寮	令和3年1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 880,000円)認められた。 また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	登美学園	令和3年1月20日	請書を徴取していない契約について 契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100

			<p>万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の備品購入契約について、請書を徴取していなかった事例が18件(契約額合計15,059,253円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が46件(契約額等合計25,492,608円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が39件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が35件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が6件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額356,400円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち5件(契約額合計3,356,640円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
医療政策局	精神保健福祉センター	令和3年1月20日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
こども・女性局	女性センター	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計177,624円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整</p>

			備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	中央こども家庭相談センター	令和3年1月20日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	高田こども家庭相談センター	令和3年1月20日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
くらし創造部	野外活動センター	令和3年1月20日	<p>施設の管理について 令和元年6月2日早朝に発生した火災により、工作室棟（昭和45年9月建築、延床面積89.59㎡）が全焼し、建物（建物被害の見積価格 4,705,969円）や備品等（動産被害の見積価格 2,269,947円）の滅失による損失が発生した。 出火原因、火元については不明であるものの、県有財産の損失があったことから、同様の事態が発生しないようにするための対策を講ずるなどして、今後とも施設の適切な管理に努められたい。 (意見事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るように総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p> <p>支出科目の誤りについて 令和元年度のプロパンガス及び切断機の購入契約について、経費の性質が光熱水費及び備品購入代金であることから予算科目を需用費及び備品購入費で支出すべきであったのに、役務費及び需用費で支出していた事例が2件（契約額合計 33,210円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が21件（契約額合計 851,208円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

	檜原公苑	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 63,800円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	消費生活センター	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
景観・環境局	景観・環境総合センター	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
産業・雇用振興部	奈良しごとiセンター(高田しごとiセンターを含む。)	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額等合計 792,912円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 185,328円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち2件(契約額合計 408,000円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	高等技術専門学校	令和3年1月20日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料 17,350円)認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保</p>

			<p>険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 875,400円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	産業会館	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
農林部	北部農林振興事務所	令和3年1月25日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
	中部農林振興事務所	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	東部農林振興事務所	令和3年1月20日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
	南部農林振興事務所	令和2年12月1日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、</p>

	6日	<p>予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計 1,063,826円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が6件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
農業研究開発センター（病害虫防除所を含む）	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
家畜保健衛生所	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 721,008円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、上記の5件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
なら食と農の魅力創造国際大学校	令和3年1月18日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 339,420円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件（契約額 11,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
森林技術センター	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲</p>

			では認められなかった。
県土マネジメント部	奈良土木事務所	令和3年1月18日	<p>河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する令和元年度の河川占用料について、奈良県河川管理規則では許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたるものの納期限は4月30日とされているのに、調定及び納入の通知を本来納期限とすべき日が経過した後に、10か月以上遅延して行っていた事例が22件（調定額合計234,600円）認められた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、調定事務の適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が116件（契約額合計457,242,397円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が24件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が87件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、③3か月以上の事例が5件（うち最長のものは8か月以上）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち114件（契約額合計457,035,617円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち70件（契約額合計282,347,529円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結すべき時等までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合100%のもの4件、県側損害額合計1,402,432円）が認められた。</p> <p>今後は、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。（指摘事項）</p>
	郡山土木事務所	令和3年1	道路占用料の調定事務の遅延について

	<p>月 2 5 日</p>	<p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和元年度道路占用料について、調定及び納入の通知を納期限が経過した後に大幅に遅延して行っていた事例が2件（調定額合計 15,328,270円）認められた。遅延の態様の内訳は、①1か月以上3か月未満の遅延の事例が1件、②3か月以上の遅延の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 9,529,700円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が②1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 8,881,800円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち1件（契約額 2,487,100円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約すべき時までで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
<p>高田土木事務所</p>	<p>令和2年1月21日 2月21日</p>	<p>道路占用料の徴収不足について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和元年度の道路占用料の徴収に当たり、調定額の算定を誤ったため、徴収額が不足していた事例が1件（徴収不足額 24,490円）認められた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>道路占用料及び河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和元年度道路占用料及び、奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する令和元年度河川占用料について、調定及び納入の通知を納期限が経過した後に大幅に遅延して行っていた事例が道路占用料で7件（調定額合計 6,54</p>

2,420円)、河川占用料で4件(調定額合計153,030円)認められた。遅延の態様の内訳は、道路占用料で①1か月以上3か月未満の遅延の事例が6件、②3か月以上の遅延の事例が1件、河川占用料で①1か月以上3か月未満の遅延の事例が3件、②3か月以上の遅延の事例が1件となっていた。

今後は、奈良県道路占用料に関する条例及び奈良県流水占用料等に関する条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が17件(契約額等合計42,141,210円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が12件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、③4か月以上の事例が1件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち16件(契約額合計42,096,210円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

中和土木事務所
令和3年1月18日

需用費及び役務費の二重払について

令和元年度の需用費及び役務費の支出について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(契約額49,940円)が認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負

		<p>担行為を行っていた事例が5件(契約額等合計 21,697,196円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 4,202,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち2件(契約額等合計 17,272,900円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結すべき時等までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
<p>宇陀土木事務所</p>	<p>令和2年1月26日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 18,971,008円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計 16,201,308円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>随意契約によることができる場合の上限額を超えた随意契約の締結について</p> <p>令和元年度の舗装補修材の購入契約1件(予定価格 1,728,000円)において、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額160万円を超えているのに、誤って随意契約により契約を締結していた。</p> <p>契約の方法は競争性、透明性、経済性、公正性に最も優れた一般競争入札が原則であることに留意するとともに</p>

		に、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
吉野土木事務所	令和2年1月26日	<p>道路占用料の徴収過不足について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する道路占用料の徴収に当たり調定額を誤ったため、少なくとも平成27年度から平成30年度の間徴収額が過大となっていた事例が25件(徴収過大額合計273,960円)、徴収額が不足していた事例が8件(徴収不足額合計70,920円)認められ、令和元年度においても徴収額が不足していたものが8件(徴収不足額合計66,580円)認められた。</p> <p>また、上記のうち平成30年度までの道路占用料(徴収過不足額344,880円)については、令和元年10月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>需用費及び委託料の二重払について</p> <p>令和元年度の需用費及び委託料について、契約の相手方に二重に支出していた事例が2件(支出額合計208,318円)が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が23件(契約額合計76,505,004円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が8件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が10件、③3か月以上の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち19件(契約額合計76,505,004円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

五條土木事務所	令和2年1月21日	<p>道路占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和元年度の道路占用料について、調定及び納入の通知を同条例で定められた納期限（平成31年4月30日）が経過した後に、6か月以上遅延して行っていた事例が2件（調定額合計 651,000円）認められた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が52件（契約額等合計 178,012,677円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が19件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が6件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が21件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）、③3か月以上の事例が12件（うち最長のものは13か月以上、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた事例が上記のうち49件（契約額等合計 177,654,095円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に組み込まれたい。（注意事項）</p>
流域下水道センター	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅</p>

			<p>延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計10,647,720円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>
まちづくり推進局	幹線街路整備事務所	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計22,820,400円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の6件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	奈良公園事務所	令和3年1月20日	<p>役務費(電話料金)の過払いについて</p> <p>令和元年度の役務費(電話料金)の支出について、委託契約の受託者が支払うべき経費を誤って支出していた事例が1件(過払額25,508円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故</p>

		<p>発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて 令和元年度の損害賠償保険料について、前金払で支払いを行い、その後、令和元年5月に、既に支払った保険料の一部(87,610円)の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期日前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件(契約額合計13,760,442円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件(契約額合計13,144,268円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
奈良春日野国際フォーラム	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額102,510円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。(注意事項)</p>
県営住宅管理事	令和3年1	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事

	務所	月20日	項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
教育委員会	社会教育センター	令和3年1月20日	財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良朱雀高等学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が6件(契約額合計 220,055円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	山辺高等学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 416,900円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
生駒高等学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 1,900,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に</p>	

		<p>契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
奈良北高等学校	令和3年1月20日	<p>需用費の誤払について</p> <p>令和元年度の需用費について、契約相手方に二重に支出した事例や相手方を誤って支出した事例が計3件（支出額合計 79,945円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 1,190,600円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 1,152,800円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
大和中央高等学校	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
添上高等学校	令和3年1月20日	<p>需用費の二重払について</p> <p>令和元年度の需用費(灯油代)について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額 33,203円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>支出科目の誤りにについて</p> <p>令和元年度のスチール製椅子の購入契約について、経</p>

		<p>費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が2件（契約額合計 86,820円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>
磯城野高等学校	令和3年1月20日	<p>高等学校授業料の調定事務の誤りについて</p> <p>令和元年度の高等学校授業料について、すでに調定し納入されている授業料について、誤って再度調定及び納入通知を行ったため、徴収額が過大となっていた事例が1件（1名 19,800円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計 834,964円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が6件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が2か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>また、上記のうち2件（契約額合計 461,764円）では、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
奈良情報商業高等学校	令和3年1月20日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和元年度末の郵便切手の保有残高は54,429円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>行政財産使用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県行政財産使用料条例に基づき徴収する平成30年度及び令和元年度の行政財産使用料について、調定を調定すべき日から1か月以上遅延して行い、納入の通知を奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限が経過した後大幅に遅延して行っていた事例が6件（調定額合計 37,766円）認められた。上記のうち最長のものは20か月以上遅延しており、平成31年4月17日の定期監査で指摘を受けていた。</p> <p>今後は、同条例、同規則等に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部の</p>

		<p>チェック体制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件(契約額 842,490円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
桜井高等学校	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
大宇陀高等学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 362,160円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 17,440円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>業務委託契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>産業廃棄物の運搬処理業務委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和元年度の当該業務委託について、契約書を作成せず、請書により業務委託を行っていた事例が1件(契約額 246,240円)認められた。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>
榛生昇陽高等学校	令和3年1	支出負担行為の遅延について

校	月 20 日	<p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 427,259円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が2件であった。</p> <p>また、上記のうち2件（契約額合計 275,957円）では、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
大和広陵高等学校	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
御所実業高等学校	令和3年1月20日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 615,690円）認められた。</p> <p>また、上記のうち3件（契約額合計 585,450円）では、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
青翔高等学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等につ</p>

		<p>いて、支出負担行為を業務完了後又は納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件(契約額合計 388,092円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである (指摘事項)</p>
青翔中学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が4件(契約額合計 1,547,570円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
大淀高等学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 297,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
五條高等学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 1,406,652円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約</p>

		<p>書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 1,283,452円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
十津川高等学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 98,318円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 87,450円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
盲学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計 4,237,800円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が6件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 4,118,160円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
ろう学校	令和3年1月20日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和元年度の産業廃棄物の収集運搬及び処分の契約について、経費の性質が委託料であることから、予算科目を委託料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件（契約額 96,800円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で</p>

		支出されたい。 (注意事項)
奈良養護学校(整肢園分校を含む。)	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計17,638,020円)認められた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の3件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記のうち2件(契約額合計17,548,920円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
奈良西養護学校	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
二階堂養護学校	令和3年1月20日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額合計22,506,194円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が7件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計22,243,160</p>

		<p>円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち2件(契約額合計 19,126,904円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
高等養護学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が22件(契約額合計 5,978,330円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が17件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が9件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち12件(契約額合計 5,043,580円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記のうち4件(契約額合計 169,038円)では、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
明日香養護学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件(契約額合計 17,419,066円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が11件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち13件(契約額合計 17,369,266円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>

		<p>また、上記のうち3件（契約額合計 15,498,496円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時又は業務開始時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
西和養護学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計 5,322,764円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 4,576,412円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 584,928円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>上記の5件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時又は業務開始時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
大淀養護学校	令和3年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計 15,677,896円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 15,565,200円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
警察本部	奈良西警察署	令和3年1月20日	<p>公用車の使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷（合計5件、県側損害額合計1,845,607円、うち県側過失割合100%のもの3件）が認められた。 今後は、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	生駒警察署	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	郡山警察署	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	西和警察署	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	天理警察署	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	桜井警察署	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	橿原警察署	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	高田警察署	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	香芝警察署	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	吉野警察署	令和3年1月20日	<p>財務に関する事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

ウ 参照資料

別表1-1 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

(単位：件、円)

所属名	補助金等の交付決定の日付を遡及				左記のうち支出負担行為の日付を遡及
			態様の内訳の件数		
	件数	交付決定額	1か月以上3か月未満遡及	3か月以上遡及	件数
医師・看護師確保対策室	4	5,711,000	4	0	4
健康推進課	31	27,857,131	31	0	31
疾病対策課	115	409,369,705	115	0	115
合計	150	442,937,836	150	0	150

別表1-2 補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について

(単位：件、円)

所属名	補助金等の額の確定を書面により通知していなかった	
	件数	交付決定額
薬務課	2	2,608,000
合計	2	2,608,000

別表 2-1 支出負担行為の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						令達・再配当未済	
	件数	契約金額等	業務完了後	態様の内訳の件数				
				左のうち 会計年度 終了後	1月以上3 月未満遅延	3月以上 遅延		
							件数	契約金額
旅券事務所	2	384,264	2					
自治研修所	3	169,640	3					
図書情報館	1	885,600	1					
筒井寮	1	880,000	1				1	880,000
女性センター	4	177,624	4					
野外活動センター	21	851,208	21					
檀原公苑	1	63,800	1					
高等技術専門校	2	875,400	1		1			
南部農林振興事務所	7	1,063,826	6	1	1			
なら食と農魅力創造国際大学校	3	339,420	3	1				
奈良春日野国際フォーラム	1	102,510			1			
奈良朱雀高等学校	6	220,055	6					
磯城野高等学校	7	834,964	6		1		2	461,764
奈良情報商業高等学校	1	842,490	1	1				
榛生昇陽高等学校	3	427,259	1				2	275,957
御所実業高等学校	4	615,690	4				3	585,450
青翔高等学校	2	388,092	2	2				
青翔中学校	4	1,547,570	4	4				
十津川高等学校	3	98,318	3	2				
19所属 計	76	10,767,730	70	11	4	2	8	2,203,171

別表 2-2 支出負担行為の遅延及び契約書の作成について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達未済	
	件数	契約金額等	業務完了後	態様の内訳の件数			支出負担行為なし			
				左のうち 会計年度 終了後	1月以上3 月未満遅延	3月以上 遅延	件数	契約金額		
									件数	契約金額
消防学校	3	511,023	2			1	1	155,520		
家畜保健衛生所	5	721,008	1		4		5	721,008		
奈良養護学校(整肢園分校含む)	3	17,638,020			3		3	17,638,020	2	17,548,920
高等養護学校	22	5,978,330	17	9	2	3	12	5,043,580	4	169,038
4所属 計	33	24,848,381	20	9	9	4	21	23,558,128	6	17,717,958

別表2-3 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成				令達・再配当未済	
	件数	契約金額等	態様の内訳の件数				遅延		支出負担行為なし			
			業務完了後	左のうち 会計年度 終了後	1月以上3 月未満遅延	3月以上 遅延	件数	契約金額	件数	契約金額		
											件数	契約金額
榎原文化会館	1	1,204,500			1		1	1,204,500				
美術館	6	18,830,140	2		3	1	3	18,500,400				
榎原考古学研究所	116	207,640,301	74	38	32	10	54	97,934,388				
登美学園	46	25,492,608	39	35	6	1	1	356,400	5	3,356,640		
健康推進課	1	400,000			1		1	400,000				
疾病対策課	1	135,000			1		1	135,000				
奈良しごとiセンター	6	792,912	2		4		2	185,328	2	408,000		
奈良土木事務所	116	457,242,397	24		87	5	114	457,035,617			70	282,347,529
郡山土木事務所	5	9,529,700	1		4		4	8,881,800			1	2,487,100
高田土木事務所	17	42,141,210	4	1	12	1	16	42,096,210				
中和土木事務所	5	21,697,196	1		4		2	4,202,000			2	17,272,900
宇陀土木事務所	6	18,971,008	1		5		3	16,201,308				
吉野土木事務所	23	76,505,004	8	3	10	5	19	76,505,004				
五條土木事務所	52	178,012,677	19	6	21	12	49	177,654,095				
流域下水道センター	4	10,647,720			4		4	10,647,720				
幹線街路整備事務所	6	22,820,400	2		4		6	22,820,400				
奈良公園事務所	8	13,760,442	2		6		4	13,144,268				
山辺高等学校	4	416,900	3		1		4	416,900				
生駒高等学校	1	1,900,000	1				1	1,900,000				
奈良北高等学校	2	1,190,600	1		1		1	1,152,800				
大宇陀高等学校	5	362,160	4		1		1	17,440				
大淀高等学校	1	297,000	1				1	297,000				
五條高等学校	4	1,406,652	2	2	2		2	1,283,452				
盲学校	7	4,237,800	6		1		2	4,118,160				
二階堂養護学校	10	22,506,194	7		3		3	22,243,160			2	19,126,904
明日香養護学校	14	17,419,066	3		11		13	17,369,266			3	15,498,496
西和養護学校	5	5,322,764			5		1	4,576,412	1	584,928	5	5,322,764
大淀養護学校	4	15,677,896	3		1		1	15,565,200				
28所属 計	476	1,176,560,247	210	85	231	35	314	1,016,844,228	8	4,349,568	83	342,055,693

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により、技術面からその施工が計画、設計どおり適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

- (1) 工事の内容が適切か。
- (2) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。
- (3) 工事が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

令和2年11月16日

3 監査対象工事

公園緑地課

まほろば健康パーク屋外プール膜屋根及び観客席等整備工事（建築工事）
大和郡山市宮堂町、川西町大字下永 地内

[工事概要]

2030年頃に本県で開催が予定される国民体育大会を想定した県内スポーツ施設の中長期的な整備・運営方針として、「奈良県スポーツ施設整備ビジョン(案)」が令和2年に策定される予定であり、この奈良県スポーツ整備ビジョン(案)に基づいて、まほろば健康パークスイムピア奈良の50m屋外競技用プールの観客席の増設や屋根の整備を行うため、まほろば健康パーク屋外プール膜屋根及び観客席等整備工事（建築工事）を実施する。

工事内容：屋根新設工事、観客席等増設工事

契約工期：令和元年10月7日～令和3年6月18日

契約金額：(当初) 957,000,000円

建築概要：(膜屋根) S造 建築面積：1,777㎡ 床面積：1,777㎡
(観客席等) RC造一部S造 建築面積：1,015㎡ 床面積：2,346㎡

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況 (単位: 団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
4	0	2	6

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
1	0	1	2

(2) 指摘事項等の内容別

指摘事項 (1件)

項目	内容	件数	対象団体
支出	源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて	1	地方独立行政法人 奈良県立病院機構

意見事項 (1件)

項目	内容	件数	対象団体
決算	経営改善の取組について	1	地方独立行政法人 奈良県立病院機構

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	令和3年1月25日
-----	----------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 建物 20,066,173,000円は、全額県の出資
 イ 令和元年度の補助金等は次のとおりである。
 公立大学法人奈良県立大学運営費交付金 4,903,259,000円
 中期目標達成促進補助金等 701,135,578円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	24,487,561,798	固定負債	20,596,507,290
有形固定資産	21,555,351,598	資産見返負債	3,814,878,376
建物	33,646,760,028	長期寄附金債務	26,254,200
減価償却累計額	△16,900,388,403	長期前受受託研究費	125,449,398
構築物	99,599,289	長期前受共同研究費	110,397,990
減価償却累計額	△66,129,663	長期借入金	14,236,098,819
機械及び装置	36,811,468	退職給付引当金	2,266,598,507
減価償却累計額	△23,074,950	資産除去債務	16,830,000
工具器具備品	14,811,530,343		
減価償却累計額	△11,435,493,368	流動負債	13,005,408,197
図書	527,526,967	預り補助金等	70,767,245
車両運搬具	25,333,036	寄附金債務	1,745,943,250
減価償却累計額	△25,092,549	前受受託研究費	445,902,070
建設仮勘定	857,969,400	前受共同研究費	80,722,970
無形固定資産	2,371,224,516	前受金	7,831,000
特許権	7,911,508	預り金	154,704,671
ソフトウェア	2,352,791,774	預り科学研究費補助金等	80,155,856
特許権仮勘定	10,121,234	一年以内返済予定長期借入金	2,102,183,673
電話加入権	400,000	未払金	7,179,503,321
投資その他の資産	560,985,684	未払費用	87,185,628
投資有価証券	411,245,914	賞与引当金	1,050,455,293
長期貸付金	149,654,200	仮受金	53,220
長期未収入金	8,959,472		
貸倒引当金	△8,959,472	負債合計	33,601,915,487
その他	85,570		
流動資産	11,535,637,547	資本金	20,066,173,000
現金及び預金	1,939,368,519	資本剰余金	△14,642,650,116
未収学生納付金収入	6,796,350	繰越欠損金	△3,002,239,026
徴収不能引当金	△1,574,679		
未収附属病院収入	8,164,427,753	純資産合計	2,421,283,858
徴収不能引当金	△54,479,209		
その他未収入金	764,703,193		
たな卸資産	5,105,683		
医薬品及び診療材料	669,713,531		
前払費用	40,576,406		
その他流動資産	1,000,000		
合 計	36,023,199,345	合 計	36,023,199,345

損 益 計 算 書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	52,772,616,973	経常収益	51,991,202,337
業務費	49,965,989,464	運営費交付金収益	4,891,979,000
教育経費	309,647,310	授業料収益	627,078,299
研究経費	955,462,678	入学金収益	129,276,000
診療経費	28,526,457,512	検定料収益	27,796,000
教育研究支援経費	102,979,986	附属病院収益	43,783,710,854
受託研究費	605,048,438	受託研究等収益	628,390,927
共同研究費	94,847,792	共同研究等収益	161,191,228
役員人件費	82,079,850	補助金等収益	830,950,287
教員人件費	4,555,650,592	寄附金収益	468,916,573
職員人件費	14,733,815,306	資産見返負債戻入	214,655,391
一般管理費	2,750,069,559	財務収益	21,169
財務費用	56,557,950	雑益	227,236,609
臨時損失	24,253,053	臨時利益	3,710,190
固定資産除却損	6,025,629	徴収不能引当金戻入益	230,591
その他臨時損失	18,227,424	貸倒引当金戻入益	100,000
		資産見返運営交付金等戻入	465,112
		資産見返補助金等戻入	81,932
		資産見返寄附金戻入	228,103
		資産見返物品受贈額戻入	21
		償却債権取立益	30,000
		その他臨時利益	2,574,431
総費用合計(a)	52,796,870,026	総収益合計(b)	51,994,912,527
当期純利益(b)-(a)=(c)	△801,957,499	前期繰越欠損金(d)	△2,200,281,527
次期繰越欠損金(c)+(d)	△3,002,239,026		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	地方独立行政法人奈良県立病院機構	実施年月日	令和3年1月22日
-----	------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 1,642,997,255円は、全額県の出資

イ 令和元年度の補助金等は、次のとおりである。

地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金 2,638,958,000円

小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等 238,422,743円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	38,675,526,230	固定負債	48,422,416,215
有形固定資産	37,793,389,949	資産見返負債	1,569,261,023
建物	39,096,436,100	長期借入金	37,500,722,796
減価償却累計額	△4,325,598,140	移行前地方債償還債務	604,198,636
減損損失累計額	△3,556,025,857	リース債務	367,097,119
構築物	1,525,867,301	退職給付引当金	6,627,659,650
減価償却累計額	△195,762,463	資産除去債務	1,753,476,991
減損損失累計額	△37,008,696	流動負債	8,970,406,681
器械備品	9,296,946,701	短期借入金	2,800,000,000
減価償却累計額	△4,524,251,150	一年以内返済予定長期借入金	2,197,386,402
車両	29,126,794	一年以内返済予定移行前地方債償還債務	324,346,020
減価償却累計額	△26,214,115	医業未払金	2,223,615,443
リース資産	751,734,220	未払金	221,458,644
減価償却累計額	△245,526,746	未払消費税等	9,352,900
美術品	740,000	一年以内返済予定リース債務	137,230,751
建設仮勘定	2,926,000	預り金	88,723,542
無形固定資産	882,136,281	賞与引当金	968,292,979
借地権	90,260,000	負債合計	57,392,822,896
電話加入権	2,974,300	資本金	1,642,997,255
ソフトウェア	761,009,724	繰越欠損金	△14,543,838,634
水道施設利用権	27,892,257	当期末処理損失	△14,543,838,634
流動資産	5,816,455,287	純資産合計	△12,900,841,379
現金及び預金	1,050,601,267		
医業未収金	4,558,016,083		
貸倒引当金	△146,322,387		
未収入金	166,302,912		
医薬品	119,108,759		
診療材料	37,063,219		
立替金	10,666,027		
前払金	11,200,385		
その他流動資産	9,819,022		
合 計	44,491,981,517	合 計	44,491,981,517

損 益 計 算 書

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	31,170,879,374	営業収益	30,135,168,836
医業費用	30,619,643,821	医業収益	27,140,743,798
看護師養成事業費用	228,625,897	看護師養成事業収益	96,266,855
一般管理費	322,609,656	運営費負担金収益	2,553,803,000
営業外費用	1,310,289,617	補助金等収益	223,236,040
財務費用	199,872,664	資産見返補助金等戻入	69,661,645
控除対象外消費税等	1,102,960,686	資産見返寄附金戻入	660,840
その他営業外費用	7,456,267	資産見返物品受贈額戻入	5,759,382
臨時損失	48,545,900	受託事業等収益	45,037,276
固定資産売却損	731,214	営業外収益	246,643,193
固定資産除却損	47,814,686	運営費負担金収益	85,155,000
		財務収益	1,931
		寄附金収益	3,350,000
		その他営業外収益	158,136,262
		臨時利益	2,399,235
		貸倒引当金戻入益	2,217,498
		資産見返物品受贈額戻入	181,737
総費用合計(a)	32,529,714,891	総収益合計(b)	30,384,211,264
当期純利益(b)-(a)=(c)	△2,145,503,627	前期繰越欠損金(d)	△12,398,335,007
次期繰越欠損金(c)+(d)	△14,543,838,634		

(4) 監査の結果

源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて（指摘）

平成26年度から令和元年度の源泉所得税の納付に当たり、源泉徴収事務を誤ったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が145件（源泉徴収すべき額合計 24,662,732円）認められた。また、これに伴い、不納付加算税（2,383,000円）及び延滞税（523,200円）が発生していた。

今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

経営改善の取組について（意見）

法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から5年間の第2期中期計画を策定し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、令和元年度の決算では当期純損失が21億4,550万円となり、年度計画の計画額20億9,700万円を達成できなかったものの、計画額との差は4,850万円であった。

令和元年度決算では、営業収益は医業収益の増加に伴い増加したものの、営業費用は給与費、材料費、減価償却費等の医業費用の増加に伴い増加したことで、10億3,571万円の営業損失となり、前年度と比べて12億1,268万円増

加した。営業損益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損益では、20億9,936万円の経常損失を計上した。経常損益に臨時損益を合わせた当期純損失21億4,550万円を計上したことにより、令和元年度末の累積欠損金は145億4,384万円となり多額となっている。

また、令和元年度末の短期借入金残額は28億円となっており、過去最高額である平成28年度末残高38億8,000万円と比べ減少しているものの、資金不足の懸念は残っている。

経営状況は厳しさを増す状況であり、引き続き第2期中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	令和2年12月18日
-----	--------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 250,445,606円は、全額県の出資

イ 令和元年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金 319,396,000円

公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金 65,206,000円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	472,350,899	固定負債	244,349,720
有形固定資産	463,788,165	資産見返負債	232,513,026
建物	250,445,606	資産見返補助金等	17,363,506
減価償却累計額	△50,523,312	資産見返物品受贈額	215,149,520
構築物	3,051,654	長期リース債務	11,836,694
減価償却累計額	△94,708		
工具器具備品	67,462,946	流動負債	169,436,231
減価償却累計額	△40,718,878	運営費交付金債務	53,121,852
図書	232,164,857	寄附金債務	15,000
美術品・收藏品	2,000,000	未払金	68,402,771
無形固定資産	8,562,734	未払消費税等	627,100
ソフトウェア	8,562,734	短期リース債務	5,557,944
		前受金	11,758,156
流動資産	301,725,715	預り科学研究費補助金等	2,190,085
現金及び預金	290,230,620	預り金	27,763,323
未収学生納付金収入	11,873,090		
徴収不能引当金	△3,303,400	負債合計	413,785,951
その他未収入金	2,418,047	資本金	250,445,606
前払費用	483,514	資本剰余金	△48,523,312
立替金	23,844	利益剰余金	158,368,369
		教育・研究の質の向上等	399,823
		目的積立金	
		積立金	127,639,501
		当期未処分利益	30,329,045
		純資産合計 (資本合計)	360,290,663
合 計	774,076,614	合 計	774,076,614

損 益 計 算 書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位：円)

費		収	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	822,319,397	経常収益	852,648,442
業務費	772,795,873	運営費交付金収益	298,827,424
教育経費	117,514,416	授業料収益	346,322,600
研究経費	44,060,273	入学金収益	50,336,000
教育研究支援経費	22,209,025	検定料収益	24,072,000
受託事業費	3,255,057	受託事業等収益	1,395,623
役員人件費	27,962,450	補助金等収益	67,706,000
教員人件費	389,271,150	寄付金収益	21,023,370
職員人件費	168,523,502	資産見返負債戻入	19,817,583
一般管理費	45,594,456	雑益	23,147,842
雑損	3,929,068		
総費用合計(a)	822,319,397	総収益合計(b)	852,648,442
当期純利益(b)-(a)=(c)	30,329,045	前期繰越欠損金(d)	0
次期繰越欠損金(c)+(d)	30,329,045		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人奈良県地域産業振興センター	実施年月日	令和3年1月22日
-----	---------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 5,000,000円は、全額県の出捐

イ 令和元年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県地域産業振興センター事業補助金 99,531,607円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,933,983,889	流動負債	572,092,593
現金預金	556,122,074	短期借入金	459,603,400
割賦設備	503,824,000	未払費用	0
リース投資資産	613,628,280	未払金	98,852,209
割賦販売未収金	0	未払消費税等	8,755,505
割賦設備未収損害賠償金	151,028,820	前受収益	39,520
リース未収規定損害金	55,155,400	短期預り金	3,002,566
貸倒引当金	△168,854,000	返還金	1,839,393
未収金	222,327,669	短期リース債務	0
仮払金	481,000	固定負債	1,303,142,083
未収収益	270,646	長期借入金	1,143,010,600
固定資産	577,694,693	長期預り金	24,591,256
基本財産	5,000,000	退職給付引当金	30,342,412
特定資産	543,168,048	保険金返還引当金	9,604,000
その他の固定資産	29,526,645	共済年金引当金	1,430,993
		リース設備引揚準備金	1,989,450
		割賦設備預り保証金	92,173,372
		負債合計	1,875,234,676
		指定正味財産	422,231,821
		一般正味財産	214,212,085
		正味財産合計	636,443,906
合 計	2,511,678,582	合 計	2,511,678,582

正味財産増減計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位：円)

費		収	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	935,138,898	経常収益	734,378,598
事業費	899,294,622	基本財産運用益	7,948
管理費	35,844,276	特定資産運用益	17,937,744
		事業収益	432,523,090
		受取補助金等	182,337,393
		受取負担金	561,056
		受取寄付金	69,905,053
		雑収益	11,506,314
		引当金戻入益	19,600,000
経常外費用	0	経常外収益	185,481,144
合 計	935,138,898	合 計	919,859,742
一般正味財産増減額	△15,279,156		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	指定管理者 アスカ美装株式会社	実施年月日	令和2年12月21日
-----	--------------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）

イ 指定管理業務の主な内容

- ・奈良県社会教育センター条例第3条及び第4条に規定する使用の承認、及び承認の取消し等に関する業務
- ・社会教育センター研修施設（研修棟）の利用に係る料金の收受等に関する業務
- ・社会教育センター研修施設（研修棟）の施設及び設備等の維持管理に関する業務
- ・社会教育センター研修施設（研修棟）の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日

エ 指定管理委託料 34,171,500円（令和元年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行については、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	青垣協同組合グループ	実施年月日	令和3年1月22日
-----	------------	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 大湊池公園

イ 指定管理業務の主な内容

- ・大湊池公園の施設等の維持管理に関する業務
- ・大湊池公園の公園施設の利用に係る料金の收受等に関する業務
- ・大湊池公園の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

エ 指定管理委託料 26,292,000円（令和元年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行については、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。